

飛驒市告示第191号

地方自治法第102条第2項の規定により、下記のとおり令和3年第2回飛驒市議会定例会を招集する。

令和3年5月31日

飛驒市長 都 竹 淳 也



記

- 1 日 時 令和3年6月7日(月) 午前10時00分
- 2 場 所 飛驒市役所 議事堂

## 令和3年第2回飛騨市議会定例会議事日程

令和3年6月7日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3	報告 第2号	令和2年度飛騨市一般会計繰越明許費繰越計算書について
第4	報告 第3号	飛騨市土地開発公社の経営状況報告について
第5	報告 第4号	損害賠償の額の決定について
第6	承認 第4号	専決処分の承認を求めることについて(令和3年度飛騨市一般会計補正予算(専決第1号))
第7	承認 第5号	専決処分の承認を求めることについて(飛騨市税条例等の一部を改正する条例)
第8	承認 第6号	専決処分の承認を求めることについて(商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例の一部を改正する条例)
第9	承認 第7号	専決処分の承認を求めることについて(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う飛騨市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例)
第10	議案 第70号	財産の取得について(ロータリー除雪車)
第11	議案 第71号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
第12	議案 第72号	飛騨市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例の一部を改正する条例について
第13	議案 第73号	飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について
第14	議案 第74号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
第15	議案 第75号	指定管理者の指定について(上町農産物直売施設)
第16	議案 第76号	令和3年度飛騨市一般会計補正予算(補正第2号)
第17	議案 第77号	令和3年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第1号)

○出席議員（13名）

1番	小笠原	美保子
2番	水上	雅廣
3番	谷口	敬信
4番	上ヶ吹	豊孝
5番	井端	浩二
6番	澤	史朗
7番	住田	清美
8番	徳島	純次
9番	前川	文博
10番	野村	勝憲
11番	籠山	恵美子
12番	高原	邦子
13番	葛谷	寛徳

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都竹	淳也
副市長	湯之下	明宏
教育長	沖畑	康子
総務部長	泉原	利匡
基盤整備部長	森	英樹
企画部長	谷尻	孝之

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡田	浩和
書記	赤谷	真依子

## 本日の会議に付した事件

- |        |          |  |
|--------|----------|--|
| 日程第 1  |          | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第 2  |          | 会期の決定  |
| 日程第 3  | 報告第 2 号  | 令和 2 年度飛騨市一般会計繰越明許費繰越計算書について   |
| 日程第 4  | 報告第 3 号  | 飛騨市土地開発公社の経営状況報告について   |
| 日程第 5  | 報告第 4 号  | 損害賠償の額の決定について  |
| 日程第 6  | 承認第 4 号  | 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度飛騨市一般会計補正予算（専決第 1 号））                                       |
| 日程第 7  | 承認第 5 号  | 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市税条例等の一部を改正する条例）   |
| 日程第 8  | 承認第 6 号  | 専決処分の承認を求めることについて（商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例の一部を改正する条例）                               |
| 日程第 9  | 承認第 7 号  | 専決処分の承認を求めることについて（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う飛騨市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 10 | 議案第 70 号 | 財産の取得について（ロータリー除雪車）  |
| 日程第 11 | 議案第 71 号 | 飛騨市税条例の一部を改正する条例について   |
| 日程第 12 | 議案第 72 号 | 飛騨市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例の一部を改正する条例について  |
| 日程第 13 | 議案第 73 号 | 飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について  |
| 日程第 14 | 議案第 74 号 | 飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について  |
| 日程第 15 | 議案第 75 号 | 指定管理者の指定について（上町農産物直売施設）  |
| 日程第 16 | 議案第 76 号 | 令和 3 年度飛騨市一般会計補正予算（補正第 2 号）  |
| 日程第 17 | 議案第 77 号 | 令和 3 年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第 1 号）  |

( 開会 午前10時00分 )

◆開会

◎議長（澤史朗）

本日の出席議員は全員であります。それでは、ただいまから令和3年第2回飛騨市議会定例会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（澤史朗）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により5番、井端議員、7番、住田議員を指名いたします。

◆日程第2 会期の決定

◎議長（澤史朗）

日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日、6月7日から6月23日までの17日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日、6月7日から6月23日までの17日間と決定いたしました。

◆諸般の報告

◎議長（澤史朗）

この際、諸般の報告を行います。議長活動報告及び監査委員からの例月現金出納検査の結果についての報告につきましては、それぞれのお手元に配付のとおりであります。それをもって報告にかえさせていただきます。以上で、議長の報告を終わります。

続きまして、市長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（澤史朗）

都竹市長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

おはようございます。

本日、令和3年第2回飛騨市議会定例会を招集させていただきましたところ、ご参集賜りありがとうございます。6月23日までの17日間にわたり数多くの重要な案件につきましてご審議を賜ります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

行政報告をお配りいたしておりますけれども、3月定例会以降の新型コロナウイルス感染症対策の現状と市政の取り組みにつきましてご報告を申し上げたいと思います。はじめに新型コロナウイルス対策の現状についてご報告を申し上げます。国内の感染者は、4月からの第4波により感染が拡大し、とくに20代から50代を中心に75万例を超え、高止まりの状態が続いており、岐阜県でも5月7日に指定されたまん延防止等重点措置が6月20日まで延長されることになりました。飛騨地域全体でも5月の感染者が約120名にのぼるなど感染が急拡大し、感染者を受け入れていただいている、高山市・下呂市の病院の病床使用率が、一時期8割を超えるなどひっ迫し綱渡りの状態が続いております。このため、5月29日に飛騨3市1村が連携した合同緊急アピールを行いまして、6月上旬の2週間の新規感染者ゼロを目標とし、飛騨地域の住民の皆さんに感染対策の徹底を改めてお願いしたところでございます。

市内の感染状況につきましては、4月の感染者が4人、5月の感染者が10人と陽性者の確認が続いており、本日までに計19人の感染が確認されております。このうちの8人は市民病院の入院患者とそのご家族で、市内初のクラスターとなりました。これは、院内で1人目の感染者が確認された5月19日以降、継続したPCR検査による態様観察を続ける中で感染確認されたものでございます。それまでの複数回の検査結果が全て陰性であったにもかかわらず、1週間から10日以上経過した後に突然陽性反応に転じた事例が複数出ていることを考えますと、ウイルス株の変異による感染力の高まりに加え、潜伏期間も比較的長期化している可能性も否定できません。このような状況から今般の第4の波につきましては、これまでとは違う「新型コロナ変異ウイルスの第1波」と位置づけておりまして、市民の皆様には少しでも体調が悪かったら通勤や通学外出等の行動をストップし、すぐに医療機関を受診し検査を受けていただくよう5月29日に市長メッセージを発したところでございます。

加えて、連休あたりから市民の皆様の気持ちがささくれだち、感染対策上適当でないとされる他者の行動を批判するご意見が明らかに増えてきております。先行きの見通せない状況の中、こうした思いを持たれることも理解できますが、まずは他人のことより自分のことという思いをもって、自分自身やご家族の感染対策に取り組んでいただきたいと考えておりますので、議員各位におかれましてはこうした意識啓発にご協力をいただきますようお願い申し上げます。

続いて、本市のワクチン接種の現状と見通しにつきましてご報告を申し上げます。ワクチン接種は、国および県の方針に基づき接種順位を定めておりまして、これまでに医療従事者、高齢者施設等の入所者、従事者に対する2回目の接種を終え、5月31日からは80歳以上の高齢者に対する接種開始。本日より75歳以上の高齢者に対する接種を開始

したところでございます。

なお、市内の複数の医療機関から休日を返上したワクチン接種へのご協力をいただいております。75歳以上の高齢者で接種を希望される方につきましては、7月上旬には全員の接種を完了できる見込みでございます。また、現在65歳から74歳までの高齢者に対する予約受付につきましては、予約枠と予約対象者の人数が乖離しないよう、予約対象年齢層を細かく区切ったうえでご案内を開始しており、国の方針どおり7月末までには、希望される全ての高齢者の方に対し、2回の接種は完了する見込みでございます。さらに高齢者以外の方への接種計画につきましては、国の優先順位の方針に基づき、速やかに接種していただけるよう検討を重ねております。

次に市内経済と生活の現状及び、その対策について申し上げます。前回の議会以降、一旦は持ち直す動きを見せた市内経済は、その後の第4波による感染拡大に伴って、急速に冷え込むなどめまぐるしく変化を続けております。市内の製造業は概ね大きな落ち込みなく推移しているとみており、観光宿泊業関連サービス業も3月の下旬から4月上旬にかけては、回復の兆しがみられる業種もございました。しかし、祭りの実質上の中止などによって、市民の消費マインドの減退が見られたことから4月21日に市独自の対策第10弾を専決処分し、飛騨市まるごと大売出しの開催による市内小売業の支援や飲食店等の感染対策のさらなるグレードアップなどの対策をうったところでございます。加えて、迅速かつ安価に受けられる無症状検査体制の整備や感染者発生時に行政検査対象外となった方の一斉スクリーニングを行う体制づくりも強化し、総額約7,000万円の事業規模で対策を進めているところでございます。

先に申し上げました市民病院における感染者の発生はクラスターにこそなりましたが、この対策に基づくPCR検査機器の導入によって、無症状感染者をあぶり出したことで感染者を最小限に抑えることができた事例と捉えておるところでございます。ところが、冒頭に申し上げましたとおり、5月の連休明け以降、県内の新規感染者数は急拡大し、飛騨地域におきましても県のまん延防止等重点措置区域の指定による人流抑制により、とくに土産小売業や宿泊業において連休の観光客の減少が非常に大きく、6月以降も含めて今後の見通しが全く立たない状況となっております。

また、飲食店への時短要請によりそれに関連する酒小売業や交通事業者、サービス業などが経済的打撃を受けており、国や県による支援があるものの、決して十分ではないのが実情です。

こうした状況を踏まえ、5月31日に総額約5,000万円の緊急追加経済対策を打ち出したところであり、小売業、サービス業などを含め、幅広い業種を対象とした追加の需要喚起策を講ずるほか、休業や離職などによる所得の低下から市民を守るため体力のある業種への短期的な就労促進する緊急雇用対策を実施することといたしました。なお、これについては予備費充用で対応したところでございます。

新型コロナウイルスをめぐる状況は、インド株の拡大やイギリス株のへさらなる変異

などにより予断を許さない状況にあり、今後も刻々と変化していくことが予想されます。最大の切り札であるワクチンの早期接種に全力をあげつつ、まん延防止等重点措置の解除を見据え、十分な感染対策を前提に社会経済活動を動かしていくための施策を随時迅速に行ってまいります。

さて、続きまして前議会以降の市政の取り組みにつきましてご報告を申し上げます。最初に3月26日、金曜日に行いました飛騨市多機能型障がい者支援施設の竣工式につきましてご報告を申し上げます。

この建物は、障がいのある方、一人一人の自立を促し、穏やかに充実した生活ができる環境の提供目的に神岡町山田地内に整備したものでございます。施設内には約50畳の広さのふれあいスペースを設けており、施設の利用者と地元の方々が交流を進める中で障がいに関する理解を深めていただくとともに、地域共生施設として末永く施設が運営されることを期待するものでございます。なお、施設の運営につきましては指定管理者制度を導入し、NPO法人飛騨市障がいのある人を支える会に管理運営を行っていただいております。

続いて、3月26日、金曜日に行いました日本郵便株式会社との包括連携協定締結式につきましてご報告を申し上げます。

この協定は高齢者の生活支援、地域の活性化、観光資源PRなどで連携していくものでございまして、県内で9番目の協定締結となります。この協定のもと全国でも初めてのスキームとなる郵便局をいかした買い物支援の取り組みを始めており、ドラッグストアを運営する株式会社スギ薬局との連携により市の補助支援のもと、同社の日用品や食品を神岡町東茂住郵便局で販売しております。局内にはお茶を飲んで休憩できるサロンスペースも設け、地域住民の憩いの場として活用が始まっております。

市のいきいき券につきましても、東茂住と打保の両郵便局で取り扱いを始めました。振興事務所まで出向かなくてもよくなり、周辺住民に大変喜ばれているところでございます。

次に、3月28日、日曜日に行いました東北大学ニュートリノ科学研究センターと当市の連携協力協定締結式及び記念講演についてご報告を申し上げます。この協定は同センターの研究成果の発表や研究環境の整備、人材育成、地域の振興などで市と同センターが相互に協力して実施することについて定めたものでございます。今回の協定を受け、市では新たにふるさと納税の寄附項目に同センターへの寄附を追加し、研究を支援することとしており、同センターからは飛騨市民カレッジへの講師派遣などの協力をいただいたほか、新たな連携商品を開発し飛騨市内で販売できるよう各商工団体とも連携していく予定としております。井上邦雄センター長からは、市の心強い支援に期待し、連携が深まるようがんばりたいとお言葉をいただいております。式典後には井上センター長の講演をはじめ、研究者の質問コーナーや吉城高校生徒による研究発表なども行われたところでございます。次に5月11日、火曜日に社会福祉法人飛騨市社会福祉協議会との間

で締結した災害ボランティアセンターの設置等に関する協定につきましてご報告を申し上げます。この協定は、災害時応急対応を活動として行うボランティアセンターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するため、市及び飛騨市社会福祉協議会が果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的としております。災害が発生した場合、ボランティアは大きな役割を果たしますが、これまで飛騨市社会福祉協議会との間では災害ボランティアの枠組みがございませんでした。今回の協定締結を機に協力体制を築いてまいりたいと考えております。最後になりますが、5月28日、金曜日に開催されました東京大学宇宙線研究所ハイパーカミオカンデ着工記念式典につきましてご報告を申し上げます。ご承知のとおりハイパーカミオカンデ計画は令和2年度に正式開始した壮大な計画であります。日本をホスト国とする国際協力科学事業であり、令和9年の実験開始に向けて準備が進められているところでございます。コロナ禍での開催となったこともありまして、井上内閣府特命担当大臣、三谷文部科学大臣政務官、藤井東京大学総長及び名誉市民でもある東京大学宇宙線研究所の梶田所長をはじめとした遠方の方々はオンラインでの参加となりました。ハイパーカミオカンデ計画につきましては、市も数年にわたり支援を行ってきたところであり、市民のさらなる誇りにつながる事業であることから今後も市行政やハイパーカミオカンデ計画推進期成同盟会などを通じて予算の安定的な獲得とともに建設に必要な支援を継続していきたいと考えております。

以上、私からの行政報告とさせていただきます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、市長の発言を終わります。

◆提案理由・総括説明

◎議長（澤史朗）

それでは、ここで市長より今定例会における議案の提案理由、総括説明を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは今議会に提案いたしております案件につきましてご説明を申し上げます。

今回は、報告案件が3件、承認案件が4件、財産の取得が1件、条例改正が4件、指定管理者の指定が1件、補正予算が2件の合計15案件でございます。報告案件ですが、令和2年度飛騨市一般会計繰越明許費繰越計算書は戸籍情報システム、戸籍附票システム改修事業ほか17事業でございます。

次に飛騨市土地開発公社の経営状況報告が1件、損害賠償の額の決定が1件の合計3件でございます。議案の中で即決議案としてお願いする案件といたしまして、令和3年度飛騨市一般会計補正予算（専決第1号）ほか専決処分の承認が4件、財産の取得となるロ

一タリー除雪車の買い入れが1件の合計5件でございます。

なお、補正予算条例改正等につきましては後ほど説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、市長の説明を終わります。

◆日程第3 報告第2号 令和2年度飛騨市一般会計繰越明許費繰越計算書について

◎議長（澤史朗）

日程第3、報告第2号、令和2年度飛騨市一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。説明を求めます。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

それでは、報告第2号についてご説明申し上げます。別紙事業について地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用するので、同法施行令第146条第2項の規定に基づき令和2年度飛騨市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。次ページをお願いいたします。

戸籍情報システム、戸籍附票システム改修事業から公共土木施設補助災害復旧事業までの、18事業に係る繰越明許費繰越計算書につきまして報告するものです。11番、12番、16番、18番は、令和2年12月議会。10番は、12月議会と3月議会。7番は、2月専決処分。その他につきましては、3月議会において議決をいただいておりますが、国主導のワクチン接種行程に合わせて速やかに接種できるよう体制整備するためや秋の災害査定により工期を確保することが困難になったことなどによるものです。翌年度に繰り越す額は総額5億3,100万円で財源内訳は記載のとおりです。

以上、よろしくお願いたします。

〔総務部長 泉原利匡 着席〕

◎議長（澤史朗）

報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑がありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結し、報告第2号を終わります。

◆日程第4 報告第3号 飛騨市土地開発公社の経営状況報告について

◎議長（澤史朗）

日程第4、報告第3号、飛騨市土地開発公社の経営状況報告についてを議題といたします。説明を求めます。

〔企画部長 谷尻孝之 登壇〕

□企画部長（谷尻孝之）

それでは報告第3号、飛騨市土地開発公社の経営状況報告について説明します。

地方自治法第243条の3第2項の規定により飛騨市土地開発公社令和2年度事業報告及び決算に関する処理並びに令和3年度事業計画及び予算に関する書類について、別紙のとおり報告します。

まず、裏面の2ページをお願いいたします。令和2年4月1日から令和3年3月31日までの令和2年度飛騨市土地開発公社事業報告書でございます。1.概要の（1）総括事項でございますが、要約して説明しますと、第1期分及び2期分あわせて残り4区画について新聞折込やフリーペーパーを活用した広告宣伝に取り組みましたが契約には至りませんでした。

そのため当期における損益計算は、89万1,000円の当期純損失を計上し、当期末の完成土地の保有高は、1151.06平米。金額は、1,887万1,455円となり、いずれも前年度末と同額となります。なお、当公社は、固定負債を有しておらず、健全経営を確保しております。今後も引き続き鮎之瀬団地の販売促進に努め、資金運用及び諸経費の節減に留意し、より一層の経営の健全化に努めてまいります。

次にその下（2）理事会（3）監査の状況でございますが、昨年度は理事会を1回開催し、監査を1回実施しておるところでございます。

次ページ、3ページをごらんください。

令和3年3月31日現在の決算報告書でございますが、詳細につきましては、少し飛んでいただきまして、8ページ及び9ページのほうでご説明申し上げます。まずは8ページのほうをお願いいたします。

収入となります。昨年度の1事業収益収入はゼロ円となります。その下、2事業外収益でございますが、預金の受け取り利息が5万9,835円。その下の雑収益として、電柱の敷地占有料等で9,000円。結果、昨年度の収益合計は6万8,835円となりました。

次ページをお願いいたします。

今度は支出であります。まず上段の1事業原価につきましては、ゼロ円となります。次に2販売費及び一般管理費のうち人件費の報酬が3万8,700円。理事会及び監査における報酬となります。その下、広告宣伝費が68万6,158円。新聞折込及びフリーペーパーの掲載費となります。

その下、委託料3万5,338円は、保有地の除草委託。その下、負担金20万円は、職員の人件費相当を一般会計に支払っておるところでございます。結果、昨年度の費用合計は96万196円となりました。

次に少しお戻りいただきまして、4ページをお願いいたします。令和2年度の損益計算書となります。まず、1事業収益から2事業原価、3販売費及び一般管理費を差し引きま

した今年度の事業損失は、96万196円となります。次に4事業外収益を加えたものが当期純損失、89万1,361円となりまして、前期繰越準備金を加えました準備金の合計は、1億4,362万7,583円となります。5ページをお願いいたします。こちらのほうは、令和2年度の貸借対照表となります。まず、資産の部でございます。1流動資産として、(1)現金及び預金、(3)完成土地等の合計、資産合計でございますが、1億5,456万4,413円となります。

次に負債の部でございます。流動負債、未払金として、43万6,830円。次に資本の部でございますが、資本金は1,050万円。準備金につきましては、(1)前期繰越準備金に当期純損失を加えました1億4,362万7,583円が準備金の合計となりまして先ほどの損益計算書の準備金と一致しておるところでございます。結果、最下段にあります負債資本合計は、1億5,456万4,413円となりまして、資産合計とこちらのほうも一致するものでございます。

続きまして、次ページ、6ページをお願いいたします。こちらキャッシュフロー計算書になります。

まず表の左側、1の事業活動によるキャッシュフローは再下段にあります45万4,531円のマイナスとなりました。

次に表の右側、4の現金及び現金同等物減少額につきましては45万4,531円のマイナス。これに5の現金及び現金同等物、期首残高を加えた6の現金及び現金同等物期末残高につきましては、1億3,569万2,958円となります。このうち1億2,000万円が定期預金。残りが現金及び預金となります。この金額は7ページの財産目録及び10ページにあります現金及び預金明細表の金額と一致しておりますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

次に7ページの財産目録のうち、こちらのほう再下段にあります未払金の内訳につきましては、表記のとおりとなりまして、こちらのほうにつきましても、5ページの貸借対照表の未払金の金額と一致しておるところでございます。

次に少し飛びまして、11ページまでお願いいたします。完成土地等の明細書でございます。令和3年3月31日現在の販売可能な状態にあります土地となります。表右下の期末残高の合計は、1,887万1,455円で5ページの貸借対照表、完成土地等の金額と一致しているところでございます。

次ページ、12ページをお願いいたします。上段、資本金の明細書でございますが、出資額は1,050万円。こちらの金額も貸借対照表、資本金の金額と一致しております。

続きまして、13ページ、14ページでございます。決算監査の意見書になっております。監査の結果、適正に執行されており経理上指摘すべき点はなかったという総括のご意見をいただいているところでございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

ここからは、令和3年度の事業計画及び予算となります。まず、事業計画のうち土地の

売却につきましては、第2期分譲事業の3区画のうち1区画の販売を計画しているところでございます。

なお、土地の選定につきましては、昨年度の状況も含めて選定したもので当然でございますが、残り4区画全てを販売対象としまして売却を促進するものでございます。

次に16ページをお願いいたします。

ここからが令和3年度の予算となります。説明につきましては、こちらも少し飛んでいただきまして、21ページまでお願いいたします。

こちらの予算説明書のほうでご説明させていただきます。まず収入でございます。1事業収益としまして、先ほどご説明しました第2期分譲のうち、1区画分、706万円を計上しているところでございます。2事業外収益としましては、受取利息及びその他雑収益あわせて5万4,000円を計上し、事業収益とあわせて711万4,000円を計上しているところでございます。

次に支出でございますが、1事業原価としまして当該土地の完成土地売却原価457万1,000円を計上しているところでございます。次に2販売費及び一般管理費でございますが、1人件費につきましては理事会等の報酬を計上しておりまして、2経費につきましては所要の経費について計上させていただいているところでございます。

結果、予備費を加えました支出合計は、655万1,000円となります。

なお、17ページから20ページにあります予定の財務諸表につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、少し走りましたが、報告を終わらせていただきます。

〔企画部長 谷尻孝之 着席〕

◎議長（澤史朗）

報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑がありませんか。

○12番（高原邦子）

昨年度は売れなかったということとそれからのチラシ等をしたということなんですが、その他にですね、チラシに対してどのような反応があったのか。そして、それに対してどのような動きをしたのか。そのへんご説明していただきたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□企画部長（谷尻孝之）

昨年ですね、こういったチラシ等を配ったわけでございますけれど、全体で昨年度、2件の問い合わせがありました。いずれも結果、売却というところまでには至らなかったわけでございますが、そういった中で販売促進に努めたわけでございます。昨年度やはりコロナという状況がありました中で、やはりこちらのほうの購入の世代の方が30代、40代というような方が非常に多くあります。また、市内の方が多くあるということもあります。そういった中で、やはりなかなかの先行きが不透明という中でなかなか販売に

至らなかったというようなかたちでも分析しているところでございます。

○12番（高原邦子）

飛騨市全体としては結構新築物件、建っているんですね。それで、今回ですね、今年度に向けてですね、どのようにやっていくのか。例えばですね、いろんな情報を得て、発信していかなくちゃいけないし、それぞれの振興事務所のほうもそうですけれども、古川にあるわけですから古川の動きとか人の動きとか、ニーズとかね。その若者たちのニーズとか。そういったものをもう少しですね、動いて、情報収集とか当たっていたんでしょうか。確かにコロナということで、大変だったことはわかるんですが、次年度それでは今年度ですね、チラシとかそういうを出すとかそういった計画とかがあるんでしょうか。今年度はどのようなふうに、昨年度成約に至らなかった点をどのようにいかしてやっていくかというところの戦略というのはどのようにたてられているのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□企画部長（谷尻孝之）

今年度におきましても、なかなかコロナの厳しい状況が続いているわけでございますけれども。今年度につきましては、今の企画のほうでですね、移住相談ということも受けておりますので、そういったかたちの中で移住の相談におみえになった方にですね、積極的にPRするとか。またですね、今年度からですね、いわゆる結婚の祝い金というようなかたちがありまして、こちらのほうもうちの窓口になっております。そういった中でですね、一緒にこうPRしていくということもあります。一方でですね、やはりホームページ、移住サイト等と見たときにですね、今の公社とのリンクがですね、きれいに貼ってなかったということもあるものですから、そういった中でのこともやっていきたいというのが一つとですね、もう一つ、いわゆる公社という一つのものでなくて、いわゆる民間の方もですね、いろんな意味でもその分譲ということもあろうかと思えます。今のいわゆる土地のですね、売却されるような事業者の方とですね、一緒になってですね、何かできないかということを検討しているところでございますので、そういったことも含めて、今年度その促進のほうをしていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○11番（籠山恵美子）

一番最初の説明でですね、今、高原議員にも説明がありましたけれども、2件の相談を受けたけれども契約には至らなかったということですが、具体的にはどうなんですかね。土地の価格が高すぎた、あるいは、土地を買って、その上に上物建てなきゃならないですからね、そういう予算がやはりつくれないとかそういう事情がわかれば。そういう現実的には若い人たちのそういう住宅事情というもわからなければね、ただチラシをどんどん刷って配るだけではやっぱりうまくいかないと思うんですね。だから土地代をどうするかも含めてですけども。まず、令和3年度できれば1件、1件できれば、4区画全部売却したいというわけでしょう。そのためにはもうちょっと何か具体的なね、市の考え方とい

うものを知りたいなと思いますがいかがですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□企画部長（谷尻孝之）

あの今手元のほう、担当にも聞いたんですけども、昨年その2件の問い合わせがあったんですけども、結果、どうしてかというそこまでですね、聞いていないということでございますので、手元のほうには資料ちょっとありませんので、そちらのほうについては、お答えができないかと思えます。以上です。

◎議長（澤史朗）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

以上で、質疑を終結し、報告第3号を終わります。

◆日程第5 報告第4号 損害賠償の額の決定について

◎議長（澤史朗）

日程第5、報告第4号、損害賠償の額の決定についてを議題といたします。説明を求めます。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

それでは報告第4号についてご説明いたします。

損害賠償額の決定について。地方自治法第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。発生日時ですが、令和3年1月25日、午前9時ごろ。場所は飛騨市古川町。事故の概要ですが、市営住宅における屋根の融雪装置について、市が入居者へ操作説明を怠り、同操作を管理する入居者が稼働させていなかったことから積雪によって屋根にできたつららが落下し、同住宅駐車場に駐車してあった相手方車両の助手席側ドアミラー及び後部窓ガラスを破損させたものでございます。相手方については、記載のとおりでございます。相手方損害額6万1,600円。市の過失割合100パーセント。損害賠償金の内訳ですが、保険金6万1,600円です。専決年月日、令和3年5月20日。専決第10号です。以上で、報告を終わります。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

◎議長（澤史朗）

報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○12番（高原邦子）

あのどうもちょっと想像がつかないんですが、この駐車場というのは、家屋の屋根の真

下というか、そういったところまで駐車場になっているものなんですか。駐車場というと、屋根のですね、ちょっと外れているんじゃないかと。落下というのは、垂直に落ちるものですからどうして車を痛めたのかなど。自分自身に振り返ってみると、やはり私の家も落ちてきてとなるときは、つけすぎたりするから気をつけて違うふうに止めたりするんですけど、この駐車場の位置がいけないのか。どうなのか。そのへんを把握されていますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

市営住宅にもよりますけれども、市営住宅と駐車場が離れている、そういう住宅もございます。今回の市営住宅は、市営住宅の屋根の軒と車を駐車スペースとの間が接近しておりまして、屋根からの落ちた雪が直接車に落ちるようなそういったかたちのスペースのところで発生した事案でございます。つららが落下する恐れのある部分で、カラーコーン等を設置して具体的な対策をうちが怠っていたということも要因の一つと考えております。

◎議長（澤史朗）

ほかに質疑はありませんか。

○11番（籠山恵美子）

ドアミラーや窓ガラスでよかったなと思いますよね。これ、もし、そこに下に人が歩いていたりしたら大変なことに、事故につながったかも知れませんので。そういう意味では、市が入居者へ操作説明を怠ったというのは、これからこういう危険防止のためには、どういことを徹底されていけますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

今回ですが、融雪装置の管理をお願いしている入居者の方々には随時説明は行っていたわけなのですが、融雪装置の操作に関する説明が不十分であったということで、適切に使用されておらず、今回のような事故が発生したというふうに考えております。再発防止ですけれども、入居者がですね、変わったりしてもしっかり引き継ぎができるようにわかりやすい操作マニュアルをつくりまして団地の自治会のほうに再度説明をさせていただきたいと考えております。

○11番（籠山恵美子）

この団地結構高齢者多くないですかね。ですから、ただ口頭で説明してもやはりなかなか抜けてしまうということもあると思うんですよ。冬になったら必ず目が通せるようなそういう張りものっていうんですかね、張り紙でもなんでもいいですけども、そういう二重、三重にやらないと。やはりこのつららが頭に落ちてきたなんて本当に大変なことになってしまいますから、ぜひそのいろんなことを危険防止としてやっていただきたいと

と思いますがいかがですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

やはり市営住宅のパトロールも職員のほうでやっております、つららが発生しないように融雪装置を稼働しておくことが大事だと思っております、パトロールですね、つららを発見したようなことがありましたら、融雪装置がしっかり稼働しているのかどうかの確認も含めて市のほうでもしっかり管理パトロールをしていきたいと考えております。

◎議長（澤史朗）

ほかに質疑はありませんか。

以上で質疑を終結し報告第4号を終わります。

◆日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度飛騨市一般会計補正予算（専決第2号））

◎議長（澤史朗）

日程第6、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度飛騨市一般会計補正予算（専決第2号））を議題といたします。説明を求めます。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

それでは、承認第4号についてご説明申し上げます。

本件は、令和3年度飛騨市一般会計補正予算（専決第1号）について。令和3年4月22日専決処分を行いましたので報告し承認を求めるものです。今回の補正予算は、全国的な変異株ウイルス感染症の増加傾向が続き、岐阜県では第4波拡大防止対策が発表され、飛騨市においても今後の感染者を早期発見するため、即日判定可能な検査体制を整えるとともに春祭行事の縮小などにより多大な影響を受けている小売業等を中心とした経済対策のほかひとり親世帯を対象に児童1人当たり一律5万円を全額国費で給付する子育て世帯生活支援特別給付金事業等あわせまして、事業規模6,791万5,000円のうち国費を除く市単独事業分は予備費にて財源調整を図ることとした結果、総額1,101万円を追加し、予算の総額を188億3,100万2,000円とするものです。

6ページをお開きください。歳入ですが、子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る国庫補助金を計上しております。7ページをお願いします。児童福祉総務費は歳入で説明しました国庫補助金を財源としてひとり親世帯を対象に児童1人当たり5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金事業に1,101万円を計上しました。

予備費は医療機関への移動に困難を抱える高齢者がワクチン接種当日にバスやタクシーを利用された際の費用の一部を支援するための助成金600万円と事業所等において

感染者が発生した際に迅速なスクリーニングを行える体制を整備するため抗原定性検査キットの備蓄費用423万5,000円。早期診断が可能となるPCR検査機器、5台を市内医療機関に配備するための費用803万円。このほか新たに感染対策指導員を配置して、定期的な巡回指導を行うとともにマスク飲食のさらなる徹底を図る必要から個包装されたマスクや啓発グッズを飲食店に配布するなど総合的な感染対策を進めるための所要額682万円を計上しました。

8ページをお願いします。

商工振興費は、自社商品の出前、テイクアウトの提供や広告物により自社の魅力を発信することで、積極的な誘客促進に取り組む事業者を支援するとともに飲食店などにおける適切な換気を徹底していただく必要から二酸化炭素濃度測定機器の購入費用の一部を支援するため商工業活性化包括事業補助金として700万円を計上しました。また、市内特産販売事業者を対象とした市内外における物産イベントなどの出店開催の支援として200万円を計上するとともに、春の例祭行事の縮小などによる消費マインドの落ち込みを回復させるため、飛騨市まるごと大売り出しとして電子地域通貨、20パーセントポイント還元キャンペーン開催のための所要額2,082万円を計上しました。このほか県制度融資の新型コロナ経営改善資金について2分の1の利子補給を最大3年間助成するための所要額200万円を計上しました。予備費は歳入歳出の調整を行いました。

以上で説明を終わります。

〔総務部長 泉原利匡 着席〕

◎議長（澤史朗）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第4号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって承認第4号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

討論なしと認め、討論を終結します。これより採決をいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって承認第4号は原案のとおり承認されました。

◆日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市税条例等の一部を改正する条例）

◎議長（澤史朗）

日程第7、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて（飛騨市税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。説明を求めます。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

承認第5号についてご説明申し上げます。

本件は、飛騨市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので地方自治法の規定により報告し承認を求めるものです。要旨にてご説明申し上げます。要旨をごらんください。今回の改正は、地方税法の改正に伴う改正です。

改正の1点目は、給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書について、支払者に要件を満たす環境が整っている場合においては、電子提出にかかる所轄税務署長の承認を不要とするものです。

2点目は、退職所得申告書について、支払者に要件を満たす環境が整っている場合においては、電子提出を可能とするものです。

3点目は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた住宅ローン控除適用要件の弾力化に伴い対象となる入居期限及び控除可能期間を延長するものです。

4点目は評価替えに伴い、宅地及び農地に対する固定資産税の負担調整措置の適用期間を更新するとともに、令和3年度に限り課税標準額が増加する土地について前年度の課税額に据え置く特例措置を講ずるものです。

5点目は軽自動車環境性能割の臨時的軽減適用期限を9カ月間延長するものです。

6点目は軽自動車種別割のグリーンカー特例経過のうち50パーセント軽減及び25パーセント軽減の対象を営業用乗用車に限定したうえで特例期限を2年間延長するものです。

7点目は、地方税法の改正による項ずれに伴い、所要の改正を行うものです。施行日は、令和3年4月1日です。以上で説明を終わります。

〔総務部長 泉原利匡 着席〕

◎議長（澤史朗）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑がありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第5号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって承認第5号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

討論なしと認め、討論を終結します。これより採決をいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって承認第5号は原案のとおり承認されました。

◆日程第8 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例の一部を改正する条例）

◎議長（澤史朗）

日程第8、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて（商工業生産設備等に対する）を議題といたします。説明を求めます。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

承認第6号についてご説明申し上げます。本件は、商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので地方自治法の規定により報告し承認を求めるものです。要旨にてご説明申し上げます。要旨をごらんください。今回の改正は、過疎地域自立促進特別措置法が失効し過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことに伴う改正です。改正の1点目は、新たに法律が制定され、あわせて法律名称を題名の一部とする省令の名称が変更されたことに伴い当該条例における法律名称及び条例名称の引用部分を改正するものです。

2点目は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合などを定める省令に規定される失効期限に合わせて当該条例の失効期限を延長するため改正するものです。施行日は、1点目が令和3年4月1日で、2点目が公布の日です。以上で説明を終わります。

〔総務部長 泉原利匡 着席〕

◎議長（澤史朗）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○11番（籠山恵美子）

基本的なことですけれども、これは、条例の名称が変わったということで中身については全く同じですか。変わっていているところもあるんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

今回の改正につきましては、期限を延長したということでございますけれども、新しい法律につきましては、これから過疎計画をつくっていかねばならないということがございますので、今後そういう改正が出てくるんですけれども、今回は期限延長したということでございます。

◎議長（澤史朗）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第6号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって承認6号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

討論なしと認め、討論を終結します。これより採決をいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって承認第6号は原案のとおり承認されました。

◆日程第9 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（地域経済牽引事業の促進による地域経済の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う飛騨市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例）

◎議長（澤史朗）

日程第9、承認第7号、専決処分の承認を求めることについて（専決処分の承認を求め

ることについて（地域経済牽引事業の促進による地域経済の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う飛騨市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。説明を求めます。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

承認第7号についてご説明申し上げます。本件は、地域経済牽引事業の促進による地域経済の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う飛騨市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法の規定により報告し、承認を求めものです。要旨にてご説明申し上げます。要旨をごらんください。今回の改正は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の、一部を改正する法律により、地域経済牽引事業の促進による地域経済の成長発展の基盤強化に関する法律、第25条の地方公共団体を定める省令の題名等が改正されたことに伴い、引用部分を改正するものです。施行日は令和3年4月1日です。以上で説明を終わります。

◎議長（澤史朗）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑がありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第7号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって承認第7号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

討論なしと認め、討論を終結します。これより採決をいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって承認第7号は原案のとおり承認されました。

◆日程第10 議案第70号 財産の取得について（ロータリー除雪車）

◎議長（澤史朗）

日程第10、議案第70号、財産の取得について（ロータリー除雪車）を議題といたします。説明を求めます。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

それでは、議案第70号についてご説明いたします。財産の取得について（ロータリー除雪車）次のとおり財産を取得する。財産の種類ですが、物品になります。財産の名称及び数量、ロータリー除雪車、1台。取得の目的、除雪機の更新。取得金額、4,532万円。取得先、株式会社利興。なお、配置場所につきましては、神岡町の山之村地区を予定しております。納期につきましては、令和4年2月28日。落札率は、91.91パーセントでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（澤史朗）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○12番（高原邦子）

今の納期は、令和4年2月28日とおっしゃられましたか。こういったものというのは、やはり結構時間がかかるものなのではないでしょうか。雪が降る前にというわけにはいかないものなのですか。そのあたりちょっと教えていただきたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

ロータリー除雪車につきましては、現在生産できる業者さんは日本に2社ございますが、こちらにつきましては、受注生産で除雪車を製作していくということになりますので、契約した後から製作にかかっていきますと、どうしてもこの工期になってくるということでございます。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

◎議長（澤史朗）

ほかに質疑はございませんか。

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第70号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって議案第70号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

◎議長(澤史朗)

討論なしと認め、討論を終結します。これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(澤史朗)

ご異議なしと認めます。よって議案第70号は原案のとおり可決されました。

◆日程第11 議案第71号 飛騨市税条例の一部を改正する条例について  
から

日程第17 議案第77号 令和3年度飛騨市水道事業特別会計補正予算(補正第1号)

◎議長(澤史朗)

日程第11、議案第70号、飛騨市税条例の一部を改正する条例についてから日程第17、議案第77号、令和3年度飛騨市水道事業特別会計補正予算(補正第1号)までの7案件については会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。説明を求めます。

[市長 都竹淳也 登壇]

△市長(都竹淳也)

それでは、議案第76号及び議案第77号にて提案しております補正予算の審議をお願いするにあたりまして、その概要につきましてご説明を申し上げます。

今回の一般会計補正予算は、年度が始まって間もない段階であることから当初予算編成後に生じた事由や国県補助事業の内示額にあわせた事業費及び財源調整を中心に編成をしたところでございます。

それでは、本補正予算における主要施策の概要につきましてご説明を申し上げます。総務費では管理義務者を追跡できない状況にある特定空き家の除却費用500万円を計上するほか、庁舎内におけるさらなるICT化を推進するためタブレット端末購入費用100万円計上いたします。また公共施設における不審者情報があることから防犯カメラ設置費用300万円を計上し安全安心な環境を実現してまいります。

民生費では、国のコロナ対策として所得の低い子育て世帯等を対象とした児童1人当たり一律5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金事業に全額国補助金を財源に2,300万円を計上いたします。衛生費では、岐阜大学医学部地域医療コースに市内学生が進学することから修学資金の貸付制度に係る岐阜県への負担金100万円を計上しております。これで地域へのUターン就職が期待できる地域医療コースでの進学は2人目となりまして、将来地域の医師として活躍することが期待されるところでございます。

農林水産業費では、意欲的に農業経営の発展を図る生産者が国の補助事業である担い手確保経営強化支援事業に採択されたことから補助金800万円を計上いたします。また、退職を機に兼業農家から専業農家へと就農される中高年4名の方が中高年帰農者支援事業費補助金を活用されることから所要額200万円を計上いたしました。商工費では、コロナ禍において今後の事業承継に不安を抱える声が高まっていることを受け、事業者を専門にした専門講座を開催するとともに親族や役員のみならず第三者よる事業承継にも適用可能な支援制度への所要額200万円を計上し、円滑な事業承継を促進してまいります。このほかオフシーズンのスキー場メンテナンスにかかる設備機器や圧雪車などの修繕費用のほか、点検の結果新たに圧雪車を更新する必要性が生じたことからこれらを合わせた2,400万円を計上しております。土木費では、平成20年度に着手し、総事業費9億円を投じた市道朝浦釜崎線道路新設事業の完成し、供用開始することに合わせ、飛騨北部道路整備促進協議会の主催する開通式への負担金100万円を計上しております。

このほか社会資本整備総合交付金事業の国費内示額が当初予算を上回ったことから事業内容の再調整や財源組み替えなどを行った結果、1,100万円を計上いたしました。消防費では、地元消防団員の退職者数が確定したことにより退職報償金の不足見込み額500万円を増額計上するほか、心肺蘇生法訓練用人形の更新に県補助金が採択されたことから200万円を計上しております。

教育費では、増島城跡の樹木に巣をかけた鷺により、隣接する学校へのふん害や鳴き声に騒音被害があることから巣をかけにくくするための樹木剪定費用に200万円を計上するほかコロナの影響から昨年より延期され、ことし10月末に開催が予定されているねりんピック岐阜2021の開催負担金、1,100万円を計上しております。このほかコロナの影響から利用者数の減少や時短営業など不可抗力要因に過去3年の平均収支より損失が生じている指定管理施設7施設に対しまして新型コロナウイルス対策指定管理者支援金として所要額を計上しております。

以上、今回の補正予算は一般会計で8,000万円を増額し、補正後の総額は189億1,100万円となります。

なお、今回の補正予算の編成に必要となります財源につきましては国県支出金や基金繰入金、市債等の特定財源で調整しております。最後に一般会計のほか企業会計である水道事業会計のみ補正を行うことといたしております。

以上もちまして私の提案説明を終わらせていただきます。条例、その他の議案につきましては総務部長より説明させますので、よろしく願いいたします。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて説明を求めます。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

それでは、今回提案させていただきます条例その他の議案の概要につきましてご説明申し上げます。

議案第71号、飛騨市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の改正に伴う改正です。

議案第72号、飛騨市医療福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例の一部を改正する条例につきましては、就職準備貸付金の貸与対象者として市の保健師職を加えるための改正です。

議案第73号、飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例につきましては、修学資金の貸与対象者として市の保健師職を加えることに伴う改正です。

議案第74号、飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として介護保険料の徴収猶予の期間の拡大及び減免の要件の緩和を行うための改正です。

議案第75号、指定管理者の指定について（上町農産物直売施設）につきましては、地方自治法244条の2第6項の規定に基づき指定管理者の指定について議決を求めるものです。

以上よろしくお願いたします。

〔総務部長 泉原利匡 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で説明が終わりました。ただいま提案説明のありました議案第71号から議案第77号までの7案件につきましては、6月15日から6月16日の2日間、質疑を予定しております。

質疑のある方は発言通告書によりお願いたします。

なお、質疑・一般質問の発言通告書は、6月9日、水曜日、午前10時が締め切りでありますのでよろしくお願いたします。

ここでお諮りいたします。議案精読のため、6月8日から6月14日までの7日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、6月8日から6月14日までの7日間は議案精読のため休会とすることに決しました。

◆散会

◎議長（澤史朗）

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。会議を閉じ、散会いたします。お疲れさまでした。

( 散会 午前 11 時 14 分 )

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長 澤史朗

飛騨市議会議員 (5 番) 井端浩二

飛騨市議会議員 (7 番) 住田清美